都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長(公印省略)

国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令の公布について

国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第49号。以下「改正省令」という。)が本日公布され、同日施行されたところであるが、改正省令の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、その内容を御了知の上、貴都道府県内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)への周知を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

記

第1 改正の趣旨

「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和2年12月18日閣議決定)に基づき、市町村が行う国民健康保険の高額療養費の支給申請について、市町村の判断により手続を簡素化することを可能とするため、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「国保則」という。)の一部を改正するもの。

また、今般改正と併せて、手続の簡素化を図るため、国保則様式第二及び様式第二の二について、国保則の一部を改正するもの。

第2 改正の内容

- 1 高額療養費の支給申請に関する手続について、「世帯主及び当該世帯主の世帯に属する被保険者が70歳に達する日の翌日以後である場合」に限らず、市町村が別段の定めをすることができることとすること。(改正省令による改正後の国保則第27条の17関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこと。

第3 施行期日

改正省令は、公布の日(令和3年3月17日)から施行すること。